

2009年6月末現在で公表されている金融商品取引法に基づく内部統制報告書から、財務報告に係る内部統制の評価に関して、①「評価結果を表明していないもの」、②「重要な欠陥を報告しているもの」をまとめています。

なお、詳細な内容につきましては、EDINET 等で各社が公表している内部統制報告書の原本をご覧いただくようお願い申し上げます。

① 財務報告に係る内部統制の評価結果を表明していないもの(9社)

No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	評価結果を表明できない理由
1	㈱大木	シ゛ャスダック	卸売業	東陽	実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりであります。 ・全社的な内部統制の評価手続 ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続
2	(株)セ"ンテック・テクノロシ"ー・シ"ャハ"ン	ヘラクレス	情報·通信	ウィング・ハ゜ートナース・	実施できなかった重要な評価手続きは以下の通りであります。 ・全社的な内部統制の運用状況の評価手続 ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続
3	アルゼ*(株)	ジャスダック	機械	五大	実施できなかった重要な評価手続とその理由は以下のとおりです。 (1)全社的な内部統制の評価手続 ・全社的な内部統制についての整備が未遂であり、リスクの評価と対応が実施できなかった (2)決算・財務報告プロセスに係わる内部統制の評価手続 ・決算・財務報告プロセスに係わる内部統制の整備が未遂であった (3)業務プロセスに係わる内部統制の評価手続 ・主要な業務プロセスに係わる内部統制の評価手続
4	(株)ゴンゾ	マサ゛ース゛	情報·通信	ピーエー東京	実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりであります。 ・全社的な内部統制の評価手続 ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続
5	石垣食品(株)	シ゛ャスダック	食料品	東陽	実施できなかったリスクの評価手続は、当社及び連結子会社における財務報告にかかる内部統制における一連のプロセスである。



N	. 会社名	上場市場	業種	監査法人	評価結果を表明できない理由
	6 フタハ [*] 産業(株)	東京1	輸送用機器	क्रवट	平成20年12月に実施した過年度決算訂正に関して、平成20年10月から平成21年2月にかけて社内調査委員会及び社外調査委員会及び社外調査委員会によって調査が行われた結果、不適切な会計処理の内容及びその原因として、当社の全社的な内部統制及び金型・設備に係る精卸資産、固定資産の業務プロセスにおいて、重要な欠陥を示唆する不備が特定された。さらに、平成21年5月に公委された。持分法適用会社に対する不正な金融支援に係る特別調査委員会の調査の結果・当該金融支援に関与した当社並びに連結子会社2社の全社的な内部統制及び資金プロセス、持分法適用会社の全社的な内部統制で資金プロセス、当社及び連結子会社2社の全社的な内部統制及び資金プロセス、持分法適用会社の全社的な内部統制で資金プロセス、当社及び連結子会社2社の資金プロセス、不正な金融支援に関与した連結子会社及び持分法適用会社と1社の全社的な内部統制でのお前制について、新たに評価前間に追加することが適切であると判断した、関連する社内・社外の調査の速と則動を書の公表が期末日前後になったため、新たに評価であると判断した、関連する社内・社外の調査の速と側面を得着の公表が期末日前後になったため、新たに評価することが適切であると判断した内部統制の評価手続を実施することができなかった。また、当社は、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出や税務当局に対する対応、その他社内調査等に、優先的に注力してきており、当初の計画段階において評価範囲に含めていた当社の販売、購買、在庫、決算財務報告プロセスに会の下され、評価手続の一部を実施することができなかった。なお、財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、以下に記載する全社的な内部統制、全社的な親点から評価も決算財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、以下の記述する全社的な内部統制、全社の財務報告に係る内部統制を対応のよびに表示されて、当社の財務報告に係る内部統制は有効とは言えないが、評価対象の内部統制について必要な手続をすべて実施した場合には内部統制的の他の不備が識別され重要な欠陥が削減別され重要な欠陥が制造で、として必要な欠陥を特定して可能性がある。なお、特定された重要な欠陥は、以下の是正計画に従い早期発正に向け取り組んでいるが、その特定並びに是正計画の策定が、事業年度末日前後になったため、是正措置の完了には至してい違い。(全社のなり組んでいるが、その特定並びに是正計画の策定が、事業年度末日前後になったため、是正措置の完定では実務者の監査をはなり組んでいるが、その特定を形式では異なると対応を対象をはに対して対の表でを記述しため、認識されていまま、表別で記述といたが、これに対なる通過に機能には、対象報告に係るは割すなの表に対して対象を対象とはのを通過に表していため、表別に対する不正な金融支援等を引き起こした。(全社の教育とともに経理部門での言え、社内に問題があっても指摘してい境行等、情報の風通しの悪い企業風土があったため、認識されていない。 ②社の業の問題に対していまが、また、関係を対していました。また、同様に監査では対しないないないましていました。また、関係を対しないましていました。また、対域に対しないましていました。また、対域に対しないましていましていましていましていましていましていましていましていましていまして



No	. 会社名	上場市場	業種	監査法人	評価結果を表明できない理由
					(決算・財務報告プロセス) ①適切な財務報告作成能力をもった人材が配置されていない連結子会社があり、その結果、独立監査人から幾つかの会計処理の修正を求められた。 ②連結財務諸表作成時のチェック体制が十分整備運用されていなかったため、独立監査人の指摘により、幾つかの修正を行うこととなった。 ③当社の非経常的な会計処理は、十分な証拠となる適切な文書の裏づけが必要となる体制になっていなかったため、関連会社への不正な金融支援が、試験研究費等として処理されてしまった。また、一部の連結子会社においても当該体制が整備されていなかった。 (業務プロセス) ①当社の建設仮勘定、当社及び一部の連結子会社の仕掛品に計上された金型・設備・検具について、量産開始情報、廃棄決定情報及び売上情報が正確に把握できる体制が整備・運用されていなかったため、本勘定及び売上原価等への多額の振替もれが発生した。 ②金型・設備・検具の試運転用材料等を、実績に基づき正確に漏れなく集計する体制が十分整備運用されていなかったため、合理性に欠ける見積りにより資産計上されていた。 ③当社は、金型・設備・検具の個別原価計算に関連するデータの処理について、スプレッドシートを利用しているが、当該スプレッドシートに関連して、アクセス統制等が不十分であり、計算結果の妥当性の検証等を実施していなかったため、振替原価誤りが発生した。 ④当社及び一部の連結子会社の経理部における支払に係る証憑類及び決裁書類の確認、手形・小切手等の管理体制、印鑑管理体制が不十分であったため、不正な金融支援が行われた。
	7 ユニオンホールディンク゛ス(株)	東京2	精密機器	個人	実施できなかった重要な評価手続きは以下のとおりであります。 ・全社的な内部統制の評価手続き ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続き
	B (株)フ [°] ラコー	シ゛ャスダック	機械	フ*レインワーク	実施できなかった重要な評価手続は以下の通りであります。 ・全社的な内部統制の評価手続 ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続
	9 ジャパン・デジタル・コンテンツ信託㈱	マサ゛ース゛	サーヒ゛ス	個人	実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりであります。 ・全社的な内部統制の評価手続 ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続



② 財務報告に係る内部統制に重要な欠陥を報告しているもの(56社)

No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
1	(株)ビジネスブレイン太田昭和	シ゛ャスダ゛ック	情報・通信	末広	当社は決算・財務報告プロセスでの子会社の繰延税金資産において、取崩しの検討、及び、認識が不十分であったため、当期の繰延税金資産について修正を行うことになった。
2	紀州製紙㈱	東京1	パルプ・紙	トーマツ	連結グループの決算業務を統括する当社経理部門において、会計基準の適切な理解が不十分であったため、連結決算処理における重要な処理誤りが財務諸表監査の過程で判明し修正を行った。
3	(株)ダイオース*	東京1	サーヒ・ス	霞が関	当社では、システムの保守及び運用の管理を適正に行うため、「運用・保守管理規程」を定めて遵守することが義務付けられているが、コンピュータデータの保全手続きにおいて、当該規程の運用が不十分であったため、会計データの一部が消失し、当期の財務諸表作成にあたって消失した会計データの修復作業を行うこととなった。
4	(株)フリート*	ジャスダック	情報·通信	KDA	当社は、経理部において、決算・財務報告プロセスで財務諸表等及び有価証券報告書の作成をしておりますが、適切な開示に必要な会計処理や網羅性の検討及び承認手続の運用が不十分であったため、当期の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記内容について重要な修正を行うことになりました。
5	遠州トラック(株)	シ゛ャスダ゛ック	陸運	あずさ	当社の元従業員が行っていた当社資産の流用を疑わせる取引に関し、当該元従業員を監督すべき立場にいた元取締役が、上記取引に係る事実関係を認識せず、当該元従業員が流用したと疑われる資産のうち極めて限定的な一部を取得し、適切な処理を行うことなく当社の利益になるものとしてこれを使用したという統制環境の不備となるべき事実。
6	細谷火工(株)	シャスダック	化学	ダイヤ	当社は、財務報告に関するリスクの評価と対応を実施していないため、全社的な内部統制に不備が存在すると判断した。 当該内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く重要な欠陥に該当すると判断した。したがって当該事業 年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。 財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していない手続は、全社的な内部統制の評価のために作成したチェック スト及びその他の業務プロセスの一部である。
7	セイコーエプ゚ソン(株)	東京1	電気機器	新日本	当社は、中南米子会社3社(Epson do Brazil Industria e Comercio Ltda.(所在地:ブラジル サンパウロ)、Epson Paulista Ltda. (所在地:ブラジル サンパウロ)及びEpson Mexcio,S.A. de C.V(所在地:メキシコ メキシコシティ))において、不適切な経理処理が行われたことが平成20年12月に発覚し、その対応のために相当の時間を要し、第3四半期報告書及び確認書の提出を遅延るに至った。 当該経理処理が行われたのは、米州子会社を統括するEpson America, Inc.(所在地:米国 ロサンゼルス)において、「傘下会社に対するモニタリング」が適切に実施されなかったためである。
8	日本興業㈱	シ゛ャスダ゛ック	ガラス・土石製品	トーマツ	当社は、各支店に属する営業部門において、顧客との間に物品及びサービス提供のための契約を個別に締結しているが、一部の営業部門において適正な売上計上に必要な契約内容の確認及び承認手続の運用が不十分であったため、当期の売上高について重要な修正を行うことになった。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
9	広島がス(株)	東京2	電気・ガス	あずさ	有価証券報告書「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 追加情報」において詳細に記載しているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社及び広島ガスリビング株式会社において、循環取引による実体を伴わない不適切な取引が平成11年度から当期まで行われていたことが判明し、当年度及び過年度の連結財務諸表の売上高、売上原価等に重要な修正を行うこととなった。これは、当社のグループ各社に対するモニタリング機能が不足していたこと、及び上記2社において管理者のリスク管理意識が不足していたことにより取引の実在性の確認手続に不備があったこと、加えて広島ガス開発株式会社においては、取引開始から債権管理に至るまでの職務分掌が不十分であり、また、業務処理管理部門から営業部門に対するモニタリングが不十分であったことを原因とするものである。
10	(株)ハ*ルクホールテ*ィンク*ス	セントレックス	サービス	アヴァンティア	①当社グループは、関係会社投融資の評価および固定資産の減損会計の適用にあたり、不可欠である単年度および中期事業計画の策定プロセスにおいて、当初、将来計画の合理的な見積りが行われていなかったため、期末の関係会社投融資および固定資産の評価について重要な修正を行うこととなりました。 ②当社グループは、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するプロセス自体にも不備がいくつか見られ、財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応プロセスについて重要な欠陥が存在しております。
11	(株)ピーアールホールディングス	東京2	建設	トーマツ	当社の連結子会社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を工事損失引当金として計上しているが、東日本コンクリート株式会社の受注工事において総工事原価の見積額と発生実績に重要な差が生じる事象が発生した。 当該事象は当社による株式取得前の受注工事1件について、生産管理プロセスにおける原価管理が有効に機能していないため生じたものであり、未成工事支出金、工事損失引当金及び売上原価(完成工事原価)について重要な影響を及ぼす可能性がある。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。
12	東京美装興業㈱	東京2	サービス	新日本	①当社はビルメンテナンス事業を軸に事業の広角化を図っており、その一つである建築エンジニアリング事業の工事売上高及び 完成工事未収入金について、リスク評価の過程で内部統制の整備が不十分であることが判明した。関連する取引内容の調査は 実施したものの、時間的猶予がなく事業年度末までに是正することができなかった。 ②事業年度末日以降の財務諸表監査において、会計監査人の指摘により、当期の繰延税金資産及び法人税等調整額について 重要な修正を行うこととなった。これは、当社の経理部門において、繰延税金資産の内容と回収可能性の検討及び承認手続き の運用が不十分であったためである。
13	KFE JAPAN(株)	セントレックス	卸売業	トーマツ	当社連結グループは、決算・財務報告プロセスにおける連結子会社KFE HONG KONG CO.,LIMITED の連結財務諸表作成体制の整備・運用及びそれに対する当社のモニタリングの整備・運用が不十分であったため、当事業年度の連結財務諸表について重要な修正を行うことになった。
14	(株)葵プロモーション	東京1	情報·通信	トーマツ	当社は、連結財務諸表を作成する財務部門において、会計基準適用の検討、決算書類の記載内容の確認とそれらの承認手続が十分になされなかったため、監査人から科目相違、流動・固定の区分相違、連結修正仕訳の誤り及び注記の記載漏れ等、決算・財務報告プロセスの不備を原因とする多数の虚偽記載を指摘されることとなった。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
15	(株)ソリトンシステムス*	シ゛ャスダ゛ック	卸売業	新日本	当社は、ITセキュリティに関するパッケージソフトウェアの開発と販売を行っているが、市場販売目的のソフトウェアに係る財務諸表の表示及び税額計算に関する検証が不十分であった。従い、有価証券報告書等について訂正報告書を提出すると共に、過年度法人税等の計上を行うこととなり、当期の法人税、住民税及び事業税並びに未払法人税等について修正を行うこととなった。
16	フォスター電機(株)	東京1	電気機器	トーマツ	当連結会計年度末をみなし取得日として連結子会社としたESTec コーポレーション(韓国コスダック上場)において、平成21年5月に従業員による売上債権回収代金の着服という不正が発覚しました。これは、同社の売上債権の回収管理手続に係る内部統制の整備・運用に重要な欠陥があり、かつ、同社に対する管理体制(モニタリング)が十分に構築できていなかったためであります。
17	滝沢ハム(株)	シ゛ャスダ゛ック	食料品	聖橋	当社は、輸入食肉部において、輸入原料の仕入取引を行っていますが、業務プロセスの輸入原材料仕入プロセス及び在庫管理プロセスの一部において、適正な仕入計上及び在庫計上に必要な承認手続きの運用が不十分であったため、当期の仕入金額及び棚卸金額の一部について誤りが発見され、当期の買掛金及び棚卸資産について重要な修正を行うことになりました。
18	岩崎通信機㈱	東京1	電気機器	あずさ	在外子会社である岩通マレーシア株式会社は当事業年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号)に基づき国際財務報告基準(IFRS)に準拠して財務諸表を作成しているが、新基準適用に伴うリスクの正しい認識ができなかったために連結財務諸表作成における検証・承認手続の整備が不十分であった結果、現地通貨(リンギット)から機能通貨(USドル)への換算手続きにおける適用上の重要な誤りが独立監査人の指摘により発見されたため、当期連結財務諸表の修正を行った。
19	セントラル硝子(株)	東京1	化学	あずさ	繰延税金資産の流動資産、固定資産の区分に関連する仕訳、有価証券報告書開示情報の作成過程における売上原価に係る表示区分の入り繰り等、複数の誤りを監査法人に指摘されました。この理由は、決算財務報告プロセスにおいてチェック体制や決算手続きに係るマニュアルの一部が不充分であったためであります。
20	市光工業㈱	東京1	電気機器	新日本	当社は決算・財務報告プロセスのうち、製品保証引当金や減損損失の見積過程において、見積を適切に行なうための検討や算定方法の理解が不十分だったこと等を原因とする重要な処理誤りがあることが判明し修正を行なった。
21	コタ(株)	大阪2	化学	和宏事務所	本社経理部の現金出納業務において、元取締役経理部長が、平成15年2月から6年間にわたり、架空の旅費や教育研修費等の名目で不正に現金を引き出し、合計10,818千円を私的に流用しました。
22	横浜丸魚(株)	シ゛ャスダ゛ック	卸売業	ダイヤ	当社は財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を完了させることができなかったため、全社的な内部統制に不備が存在します。 財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を完了させることができなかった手続は、連結子会社における財務報告に係る内部統制における一連のプロセスであります。
23	(株)アーク	東京1	その他製品	トーマツ	当社は、関係会社における決算の信頼性を確保するために必要となる体制、関係会社管理を行うために必要となる体制及び連結決算の信頼性を確保するために必要となる体制の整備・運用が不十分であったため、財務諸表作成にかかる処理について重要な修正を行うことになった。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
24	(株)サハダイヤモント*	ジャスダック	卸売業	ウィング・パートナース・	①当社及び一部の連結子会社では、棚卸資産管理プロセスに含まれる実地棚卸を毎月実施しているが、棚卸に係る社内規程が周知、運用されておらず、担当者以外の確認手続きが不十分であったため、当事業年度の棚卸資産残高及び売上原価計上額について十分な信頼性を得られず、重要な虚偽記載が生じている可能性がある。 ②海外連結子会社において、販売プロセスおよび購買プロセスに関し会計システムへの記帳内容の検証を定めた規程が整備されておらず、検証の実施が不十分であるため、当事業年度の売上高及び売上原価計上額等について十分な信頼性を得られず、重要な虚偽記載が生じている可能性がある。
25	(株)ミツウロコ	東京1	卸売業	あずさ	当社グループは当連結会計年度より改正後の「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」 (以下、総称して「新リース会計基準」という。)を適用しておりますが、連結子会社が貸主として実施する連結会社間リース取引 に係る連結消去仕訳の作成に必要な情報収集体制の整備状況に不備があったため、当連結会計年度のリース投資資産、有形 固定資産、売上原価、販売費及び一般管理費等について独立監査人の指摘により重要な修正を行うこととなりました。
26	ダイキン工業(株)	東京1	機械	トーマツ	当社サービス本部及び一部の子会社において、工事売上の計上手続き及び工事仕掛(棚卸資産)の計上で不適切な会計処理がなされており、過去(平成15年度から平成20年度第3四半期まで)の決算訂正を平成21年6月2日に行いました。サービス本部及び一部の子会社における過去の不適切な会計処理は、部門特有の予算の策定及び管理プロセスにおける増益圧力を起因とし、適切な工事売上及び工事仕掛の計上手続及び承認手続の運用が不十分であったこと、また決算・財務報告のモニタリングを行うべき複数の責任者が不適切な会計処理に関与したことに加え、経理財務本部の当該部門に対するモニタリングが充分に機能していなかったことが複合的な原因となって起こったものです。
27	(株)ヤマシナ	大阪2	金属製品	新橋	当社は、信頼性のある財務諸表を作成するために、必要なスキルを持つ人材を確保・配置することに努めてきましたが、当事業年度末時点において、結果として必要かつ十分な専門知識を有する人材を配置出来ませんでした。このため、事務体制として開示資料作成プロセスの品質管理が十分ではなく、当期の連結財務諸表等について、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等と再照合し、表示に関する重要な修正を行いました。
28	カラカミ観光(株)	ジャスダック	サービス	トーマツ	①適正な財務報告を実現するためのコーポレートガバナンスが機能していないという重要な欠陥がありました。具体的には、決算では適正に修正処理されたものの、一部取締役の執行に関して、一部不適切な経理処理が見られるという、財務報告に係る重要な問題が生じました。 ②決算・財務報告プロセスに係る内部統制では、十分な経理部門に体制を整備することができなかったため、事業所や連結子会社の決算を十分管理できず、事業計画の未整備もあって、減損損失や引当金等の計上について重要な修正を行いました。
29	アールヒ*ハ*ン/株)	ジャスダック	小売業	新日本	会社及び連結子会社は、M&A投資案件において、会社における事前調査、社外専門家の意見聴取が不十分であり、M&A投資目的の達成を阻害するリスクの認識、及び当該リスクが財務報告に与える影響を十分に把握できなかったために、投資後短期間で金額的に重要な特別損失を計上することとなった。 そのため、M&A投資に係わる全社的な内部統制のリスクの評価と対応について、整備及び運用上の不備が存在していると判断した。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
30	日本ケミコン(株)	東京1	電気機器	新日本	当社は、棚卸資産の評価に関して、重要な修正を行うこととなりました。これは、棚卸資産の評価に関する理解不足や不慣れさがあったこと及びその誤りを発見するための仕組みが十分でなかったためであります。
31	戸田工業㈱	東京1	化学	あずさ	①遊休固定資産の減損処理における不備 当社は、各事業拠点において固定資産の管理・処理を行っているが、適正な会計処理を行うために必要な、遊休固定資産の減 損処理に向けての検討及び承認手続の整備・運用が不十分であったため、当期の減損損失に重要な修正を記帳した。 ②連結決算における不備 当社は、財務経理グループにおいて連結財務諸表を作成しているが、連結仕訳についての検証及び承認手続きの運用が不十 分であったため、当事業年度末日現在の連結財務諸表に係る繰延税金資産、法人税等調整額等について、監査人より重要な 虚偽記載を指摘された。
32	㈱幻冬舎	シ゛ャスダック	情報·通信	新日本	当社の元社員が、私的流用を目的に当社の資金を横領するという不正行為が、平成21年3月に発覚し、その後の調査を経て、過年度において重要な決算の修正を行うこととなりました。全社的な内部統制における、不正に関するリスクの検討が不十分であったこと、少人数部署での職務分掌の運用上の問題、モニタリングの運用が不十分であったこと、コンプライアンスの徹底が不十分であったことによるものと評価いたしました。
33	(株)光ハイツ・ヴ゚ェラス	アンピシャス	サーヒ・ス	あずさ	決算財務報告プロセスの税効果会計の適用に当たっては、標準化した様式を用いて検討書類を作成しているが、様式の標準化が不十分であり、かつ作成された書類の正確性に関する検証及び承認手続きの運用が不十分であった。また、財務経理部内での税効果会計適用に関する情報の収集と伝達体制の整備が不十分であった。そのため、当事業年度の繰延税金資産及び法人税等調整額について、独立監査人による監査の過程で修正が必要となる重要な事項が発見された。
34	東邦グローバルアソシエイツ㈱	大阪2	建設業	フロンティア	①当社の連結子会社において、決算処理における仕訳の妥当性が検討されておらず、連結グループにおける決算業務においても検討が不十分であったため、多数の誤謬が発生していることが財務諸表監査の過程で判明し、修正を行いました。 ②当社グループにおける建設事業における売上、棚卸にかかる業務プロセスにおいて、適正な収益及び原価計上に必要な契約内容の検討及び承認手続の運用が不十分であったため、運用評価の過程において多数の不備が発生致しました。
35	ユニハ゛ーサルソリューションス゛システム(株)	ジャスダック	卸売業	優成	当社は、事業年度の末日以降に実施した決算・財務報告プロセスにおける開示体制において、管理部における相互チェックの機能が不十分であったため、総勘定元帳から財務諸表を作成する過程で、財務諸表に記載する予定の内容について監査法人から修正事項を指摘され、修正を行うことになった。
36	日本アンテナ株	ジャスダック	電気機器	新日本	当社における決算・財務報告プロセス、販売業務、購買・生産業務の各プロセス、及び海外販売子会社における財務報告に係る内部統制における一連のプロセスにおいて、内部統制の整備状況に関する記録が欠けている。
37	(株)エーアンド・エーマテリアル	東京1	ガラス・土石製品	新日本	当社の一部連結子会社の外注費検収プロセスに係る日常的モニタリングが十分に設計されなかったことにより、当該業務プロセスに係る内部統制に不備があると判断しております。この内部統制の不備は、結果として財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると認識し、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
38	シ゛ェイオーク゛ループ゜ホールテ゛ィンク゛ス(株)	大阪2	建設	ウィング・ハ゜ートナース・	①当社の上級経営者層の一部による内部統制を無視ないし無効ならしめる行為があり、当該行為に関して経営者や取締役会および監査役会に報告された全社的な内部統制の不備が合理的な期間内に改善されなかった。 ②適正な決算業務を実施するための体制が保持されておらず、年度末決算において決算処理の遅延が生じ、その結果、決算発表が遅延した。
39	㈱御園座	名古屋2	サーヒ・ス	トーマツ	当社は内部統制報告制度への対応を図るべく取り組んできたが、総務部経理課の決算処理業務において、会計基準適用の要否の検討および決算処理手続のチェック体制の運用が不十分であったため、当事業年度の有形固定資産および引当金ならびに関連損益科目などについて重要な修正を行うことになった。
40	(株)ハ゛ーテックスリンク	ジャスダック	卸売業		2009年2月6日に全株式を取得し、連結子会社となった株式会社トラストアドバイザーズにおいて、不動産賃貸管理事業の賃貸借取引に関して、チェック機能および検証機能の一部が機能していないとの結論に達した。
41	西松建設(株)	東京1	建設	仰星	当社は、当事業年度において、外為法違反により罰金の略式命令を受け、元取締役らが外為法違反及び政治資金規正法違反の容疑で起訴された。これらの事実は、「経営者の姿勢」・「組織の行動規範」・「取締役会の有効性」等の統制環境等、全社的な内部統制の不備に該当し、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」11(8)重要な欠陥に該当するかどうかを検討すべき内部統制の不備に例示される「③上級経営者層の一部による不正が特定された場合」に該当するため、重要な欠陥に該当するかどうかを検討した。その結果、財務報告に係る内部統制が有効であると判断するためには、全社的な内部統制が、業務プロセスに係る内部統制の有効な整備及び運用を支援し、企業における内部統制全般を適切に構成している状態にあることが要請されるが、上記の全社的な内部統制の不備は、内部統制の基盤となる部分に不備があることを意味しており、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められることから、重要な欠陥に該当すると判断した。
42	㈱加藤製作所	東京1	機械	東陽	決算・財務報告プロセスにおける決算短信作成のチェック体制が不十分であったことにより、当期の決算短信の一部修正を行いました。
43	ブ・ックオフコーホ レーション(株)	東京1	小売業	トーマツ	当社は、決算・財務報告プロセスにおいて、決算処理手続における処理内容及び会計基準の適用の検討とその承認手続の運用が不十分であったため、当社のたな卸資産への諸掛り経費の配賦計算、連結決算における未実現利益消去に伴う繰延税金資産の計上等について、誤りがあった。また、同様に決算・財務報告プロセスにおける承認手続の運用が不十分であったため、子会社ブックオフメディア株式会社における譲受店舗にかかる引継商品の返品取引、子会社青山ブックセンター株式会社における販売取引の一部において、売上高の計上に関する誤りがあった。当社は、上記のほかにも相当数の誤りがあり、これらの誤りが社内の決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかった。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
44	オープンインタフェース(株)	ヘラクレス	情報・通信	ウィング・パートナース・	当社は、決算・財務報告プロセスにおいて、決算手続に関するマニュアルの整備及び運用が不十分であったため、当期の各種引当金及び減損処理について重要な修正を行うことになった。 また、当社及び連結子会社1社において、適正な収益計上に必要な検収書や受領書等の証憑の入手が徹底されておらず、当該不備のもたらす影響が、財務報告の重要な事項の虚偽記載に該当する可能性があると判断した。
45	ウィルソン・ラーニンク゛ワールト゛ワイト゛(株)	シャスダック	サービネ	あずさ	当社は、経理部において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表及び個別財務諸表を作成するための全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用が不十分であったため、当期の連結財務諸表及び財務諸表の作成、キャッシュ・フロー計算書の作成及びセグメント情報の注記の作成について、監査人より複数の誤謬を指摘されました。これらは、いずれも、決算処理の正確性を検証する適切な内部統制が整備できなかったことに起因するものであり、具体的には、必要な決算処理や適切な開示に関する十分な会計基準の理解が不足していたこと、決算処理を適切に遂行するための能力及び経験を有した人材が不足していたこと、上位者による十分なレビューが実施できなかったことによるものです。
46	トラヘ*ラー(株)	シ゛ャスダ゛ック	小売業	新日本	当社管轄部門において、貯蔵品(カタログ)の実地棚卸を行い、管理部門にて資産残高を確定することとしているが、貯蔵品の評価が適切に行われたことを確かめる内部統制の整備が不十分であったため、当期の貯蔵品について重要な修正を行うこととなった。
47	㈱平賀	ジャスダック	その他製品	あずさ	平成21年6月3日の当社取締役会において、当社前代表取締役が取締役会の決議を経ずして独断で当社仕入業者「齊藤紙業株式会社」に対し融資を行うため、約束手形を振り出したという事実が報告されました。 仕入業者に対する融資の実行や、約束手形の振り出しに関して、社内規程によりそれぞれ職務分掌や承認手続が定められておりましたが、前代表取締役がそれらの社内規程を無視し、独断で約束手形の振り出しを行うことを、内部統制を通じて防止することはできませんでした。当該事実は、全社的な内部統制のうち統制環境の不備であります。
48	インスハ [°] イアー(株)	ヘラクレス	卸売業	ウィング・ハ゜ートナース*	①当社の前取締役による、定められた取締役会の承認を得ずに債務保証を行った不正事項は、潜在的に財務報告に重要な影響を与える行為であり、また、コンプライアンスマニュアルによる役職員行動指針に抵触する行為である。 法令遵守に対するモニタリング及び統制活動による内部統制が不十分であったため、事前に当該不正事項を発見ができなかったことにより重要な欠陥と判断した。 ②当社の決算・財務プロセスにおいて、貸倒引当金に関して、引当額の検討及び認識が不十分であったため、当期の貸倒引当金について修正を行うこととなった。
49	(株)デジタルアドベンチャー	ヘラクレス	情報∙通信	三優	連結子会社株式会社アルジーの売上プロセスにおいて、商慣習上顧客との間に契約書が一部未締結であったり、売上の基礎となる納品の事実を証する書類等を取り交わすことなく業務を遂行していたことが発見されております。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
50	リハ・ーエレテック(株)	ジャスダック	電気機器	新日本	①子会社の金銭債権(貸付金)について 当社子会社である台湾利巴股份有限公司が、台湾利巴股份有限公司への共同出資会社である歌林股份有限公司の子会社 (駿林科技股份有限公司)へ金銭貸付を行ないましたが、同社が倒産したことにより債権の回収が困難になっております。当該 貸付行為については、承認手続きに瑕疵があり、また新規の貸付行為に係るリスク評価が不十分でありました。 ②売上高の前倒し計上について 当社は、売上高を出荷基準により計上しておりますが、当該出荷基準の定義の一部が不明瞭であったこと及び売上高の計上に 関して関係者の財務報告を重視する姿勢に不足している部分があったことから、第1四半期末(平成20年6月)における売上高 の若干額の前倒し計上となる取引が、監査役会から取締役会への指摘により確認されました。
51	(株)ホッコク	ジャスダック	食料品		①新規の非定型取引に係る業務プロセス並びに固定資産の減損会計及び税効果会計に係る業務プロセスにおいて、能力のある経理担当者によって適切に査関、分析及び監視する内部統制が有効でない。 ②連結決算及び開示に係るマニュアル・チェックリストが適切に作成されておらず、グループ会社への情報伝達、役割分担、数値検証等一連の処理手続きにて、適正な査関、分析及び監視する内部統制手続きが不十分であった。また平成21年1月30日に取得した連結子会社である株式会社セルフィユの評価対象とした内部統制における一連のプロセスに不備が存在した。
52	(株)シャルレ	大阪2	卸売業		当社の機関設計は、委員会設置会社となっており、平成21年3月31日時点で取締役会は非常勤社外取締役(以下「社外取締役」という。)3名で構成され、監査委員会も同一の社外取締役3名で構成されている。 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行の監督を担っているが、監督を行うからには、まずその基となる情報が必要である。この点において当社では、監督を担う取締役全員が社外取締役であり、このような情報を伝えることが難しい環境にもかかわらず、適時、適切な情報を伝達する仕組みを構築できていなかった。このことは、内部統制の基本的要素である「情報と伝達」における「①信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、企業内のすべての者、特に財務報告の作成に関連する者に適切に伝達される体制が整備されているか。」「②内部統制に関する重要な情報が円滑に経営者及び組織内の適切な管理者に伝達される体制が整備されているか。」「③経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有されているか。」を満していないことになる。次に、監督を行うためにはモニタリング活動が不可欠となる。この点において当社では、社外取締役が十分なモニタリング活動ができるよう、使用人を直接任命できるなどの仕組みが必要であったが、構築できていなかった。このことは、内部統制の基本的要素である「モニタリング」における「①日常的モニタリングが、企業の業務活動に適切に組み込まれているか。」「②企業の内外から伝達された内部統制に関する重要な情報は適切に検討され、必要な是正措置が取られているか。」を満たしていないことになる。また、監査委員会は、執行役等(執行役及び取締役)の職務の執行の監査を担っているが、監査対象となる取締役と、監査を行う監査委員は、全く同一の構成員であり、自己監査を行う構造になっている。このことは、委員会設置会社の要である監査委員会が、牽制機能を十分に発揮できないことであり、内部統制の基本的要素である「統制環境」全般に影響を与え、とりわけ「①取締役会及び監査役又は監査委員会は、財務報告とその内部統制の基本的要素である「統制環境」全般に影響を与え、とりわけ「①取締役会及び監査役又は監査委員会は、財務報告とその内部統制の基本的要素である「統制環境」「「無と伝達」「モニタリング」に不備があり、当社の全社的な内部統制には、重要な欠陥があると判断している。



No.	会社名	上場市場	業種	監査法人	重要な欠陥となった理由
53	(株)大水	大阪2	卸売業	トーマツ	当社は、元部長による不適切な取引が発覚したことにより、第69期(平成15年4月1日至平成16年3月31日)以降第74期(平成20年4月1日至平成21年3月31日)までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)について、過大に計上されていた売上高および仕入高を修正するとともに不適切な取引に係る損失および債務を計上する等、必要と認められる修正を行うため訂正有価証券報告書等を提出した。この不適切な取引が長期間にわたり行われ、また、長期間発覚しなかったのは、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備を原因としており、これらの不備は、財務報告に対して重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。 記 当社においては、経済情勢、事業環境の変化を適時に把握し、それに対応して適切な経営方針および経営戦略の策定がされておらず、従来の組織構造や慣行を前提とする、実情に即さないトップダウンの経営が行われてきた。また、コンプライアンス制度が不十分であり、適切な人材配置も出来ていなかったことから、不適切な取引等を未然に防止する相互牽制機能が十分に働いていなかった。
54	オメガプロジェクト・ホールディングス(株)	ジャスダック	サーヒ・ス	KDA	①財務諸表監査における会計監査人による弁護士確認状送付時における会社側の不備会計監査人による弁護士確認状送付時に、顧問弁護士及び訴訟担当弁護士に会計監査人が弁護士確認状を送付しようとしたところ、会社会計責任者は顧問弁護士についての情報しか有しておらず、会計監査人に対し、訴訟担当弁護士についての情報提供を怠った。その後会計監査人が訴訟担当弁護士の存在を発見し、訴訟弁護士への確認状の送付を行い、有価証券報告書では正しく情報が開示されている。会社会計責任者と法務責任者との意思疎通が十分ではなく、会社会計責任者が、訴訟担当弁護士についての十分な情報を入手していないことを会計監査人に決算・財務報告プロセスにおける重要な欠陥として指摘された。 ②決算・財務報告プロセスに係る連結財務諸表作成におけるチェック体制や評価体制の不備決算・財務報告プロセスに係る連結財務諸表作成においては、実質一人の担当者が作成に係っており、連結財務諸表作成に必要な能力を有しているのも同人に限られるため、連結財務諸表作成におけるチェック体制や評価体制の不備が見られる。このため、適切な開示に必要な会計処理や網羅性の検討が不十分であったため、連結財務諸表の注記の内容等について重要な修正を監査法人に指摘された。
55	ピシ゚ネス・ワンホールテ゚ィング゚ス(株)	Q-Board	情報・通信	ハイヒ・スカス	決算・財務報告プロセスにおける内部統制の整備及び運用に関するもの ・当期の決算作業についての決算手順書等が整備・運用されていない。 ・連結決算のために必要となる情報の収集に不足が見受けられる。 ・開示資料の作成に際し、責任者による査閲等が実施されていない。
56	21LADY(株)	セントレックス	小売業	A&Avv°-トナーズ	①連結財務諸表作成 当社は開示を含む会計基準の理解及び開示に必要な情報を収集するための体制が不十分であったため、連結財務諸表作成に おいて重要な処理誤りが財務諸表監査の過程で判明し修正を行った。 ②減損損失計上 当社は減損の認識及び測定に関する検討が不十分であったため、連結子会社の固定資産の減損損失について重要な処理誤り が財務諸表監査の過程で判明し修正を行った。